さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

佐那河内村広報誌
https://www.vill.sanagochi.lg.jp
令和3年7月15日発行
7 2021月号 No.580

大川原高原のあじさいが見ごろを迎えています。

夏の避暑に大川原高原へ行きませんか？

【IP電話番号】
村役場代表 5000～5004／議会事務局 5005
教育委員会 5006／社会福祉協議会 5007

総　務　課 ☎679-2113
健康福祉課 ☎679-2971
保　育　所 ☎679-2217
産業環境課 ☎679-2115
企画政策課 ☎679-2973
建　設　課 ☎679-2970
議会事務局 ☎679-2152
住民税務課 ☎679-2114
社会福祉協議会 ☎679-2304

※土・日・祝日および夜間
☎679-2111 IP.5000～5004
◎役場共通 FAX.679-2125
【教育委員会】☎679-2817　FAX.679-2173

人のうごき［令和3年6月30日現在］
［人口］2,203人（−3）
［男］1,070人（−3）［女］1,133人（±0）［世帯数］945（+1）

議会だより

令和３年
第２回（６月）定例会

令和３年第２回定例会は、６月10日開会し、専決承認案件10件、令和３年度各会計補正予算案件３件、条例案件１件、報告案件２件、議員提出議案２件の合わせて18件の審議を行い、原案どおり承認、可決、受理、採択し、６月18日に閉会しました。

現在の取り組み状況

佐那河内村長　岩城　福治

新型コロナウイルス感染症対策

本年３月下旬以降、英国由来の変異株の感染が全国に拡大し、その猛威はとどまることなく、現在は10都道府県に緊急事態宣言、８県にまん延防止等重点措置が発出されています。県内でも、４月以降は僅か１か月半で1,000人超の人々が感染され、本村においても３人の感染者が確認されています。本村では、村民のみなさまへ感染防止対策の徹底、20人を超える会合の自粛要請などの措置を行いました。

こうした中、県、徳島西医師会および医療機関などと緊密に連携し、５月２日からワクチン接種を鋭意進めています。すでに65歳以上の全高齢者の接種を行うためのワクチン確保は完了し、６月７日までに約６割を超える高齢者671人が１回目の接種を終え、そのうち319人が２回目の接種を終えています。さらに予約がお済みでない接種を希望される高齢者の人には個別に連絡を取り、予約の支援を行っています。６月７日からは久次米医院、清家医院、文化の森内科、協立病院でもワクチン接種を開始しています。

地方創生総合戦略に基づく主要事業

①農業の振興

４月12日、県に対し、来年新たに開始するさくらももいちご栽培振興プロジェクトへの支援と協力を要請し、飯泉県知事からは、ハード・ソフト両面から支援するとの回答をいただきました。

これを受け、村、県、生産者、徳島市農協、全農徳島県本部、とくしまブランド推進機構などで構成する佐那河内村いちご栽培振興協議会の設立に至ったところです。今後は、協議会を中心に担い手の育成確保に向けた佐那のいちご塾の開校、栽培方法の研究やスマート農業の導入などの事業を順次実施します。

②事業所の誘致と新しい人の流れづくり

2020年国勢調査（速報値）では、県人口71万9,704人（減少率4.77％）、本村は2,060人（減少率10.0％）と、本村にとって衝撃的な結果となりました。

こうした大変きびしい中ではありますが、村内では、今年４月に、初の誘致企業の山神果樹薬草園のファクトリーショップ、佐那河内ジェラートが開店し、多くの人々が来村し、マスコミやSNSなどで取り上げられるなど大きな反響を呼んいます。今後、こうした新たな人の流れを本村での滞在者の増加へ確実につなげるため、大川原高原に新たに設置した展望台などの観光スポットやJA直売所、佐那の里などの他の店舗とも連携を図りながら、村の集客力を高めるための取組を展開します。

③子どもたちが生き生きと学べる魅力ある学校教育の推進

９年間を通してコミュニケーション力を育成することをめざした英語教育や、佐那河内を担う人材を育成するふるさと学習、タブレット端末を活用した先進的な教育を柱として、小中一貫教育を推進しています。

タブレット端末を活用した先進的な教育は、他の地域に先駆け、昨年９月に小中学校に１人１台のタブレット端末を導入、タブレット端末を日々活用し、電子黒板やデジタル教科書と連動させた効果的な授業が行われています。また、プログラミング教育についても、昨年度に県教育委員会から指定を受け、全校で先進的に取り組み、今年度も引き続き児童生徒にプログラミング的思考を育んでいます。

●専決承認案件●

議案第26号（専決第１号）令和２年度佐那河内村一般会計補正予算（第８号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から5,554万円減額し、予算総額を40億4,100万円とするもの。繰越明許費補正は、役場庁舎改築事業や消防施設整備事業など14事業の変更をするもの。

議案第27号（専決第２号）令和２年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第５号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から1,294万２千円減額し、予算総額を３億6,971万９千円とするもの。

議案第28号（専決第３号）令和２年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第４号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から54万４千円減額し、予算総額を9,145万６千円とするもの。

議案第29号（専決第４号）令和２年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第５号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から70万円減額し、予算総額を１億5,220万円とするもの。

議案第30号（専決第５号）令和２年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第５号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から153万7千円減額し、予算総額を３億9,241万８千円とするもの。

議案第31号（専決第６号）令和２年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から72万６千円減額し、予算総額を4,828万８千円とするもの。

議案第32号（専決第７号）令和２年度佐那河内村宅地造成事業特別会計補正予算（第２号）にかかる専決処分の承認について

歳入歳出予算の総額から221万円減額し、予算総額を4,092万円とするもの。

議案第33号（専決第８号）佐那河内村税条例等の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

国の政令の改正、国税の改正および法律改正に伴う改正を行うもの。

議案第34号（専決第９号）佐那河内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

新型コロナの影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける国民健康保険税の減免期間の延長に関する改正を行うもの。

議案第35号（専決第10号）佐那河内村介護保険条例の一部を改正する条例にかかる専決処分の承認について

新型コロナの影響により、収入の減少が見込まれる場合などにおける介護保険料の減免期間の延長に関する改正を行うもの。

●補正予算案件●

議案第36号　令和３年度佐那河内村一般会計補正予算（第１号）について

歳入歳出予算の総額に7,078万６千円追加し、32億1,778万６千円とするもの。

歳入では、国庫支出金で新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業など1,178万円の増、繰入金で減債基金繰入金など4,502万千円の増など。

歳出では、民生費で子育て世帯への生活支援特別給付金など748万４千円の増、消防費で消防施設整備事業など1,150万円の増、公債費で村債繰上償還など4,099万２千円の増など。

議案第37号　令和３年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第１号）について

歳入歳出予算の総額に500万円追加し、予算総額を１億690万円とするもの。

議案第38号　令和３年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第１号）について

歳入歳出予算の総額に1,784万円追加し、予算総額を３億8,984万円とするもの。

●条例案件●

議案第39号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

国の新型コロナに関する政令が廃止されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるもの。

●報告案件●

報告第１号　令和２年度佐那河内村一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第２号　令和２年度佐那河内村宅地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第146条第２項の規定に基づき、令和２年度各会計に係る繰越計算書を報告するもの。

●議員提出議案●

発議第１号　佐那河内村議会会議規則の一部を改正する規則について

多様な人材の村議会への参画を促進するため、本会議への欠席事由として育児、看護および介護などを明文化し、出産についても産前・産後期間に配慮した規定を整備するとともに、村議会に対する請願に係る規定の見直しを行うもの。

発議第２号　女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書について

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき提出するもの。

●請　　願●

請願第１号　「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」の提出を求める請願について

国に対して「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」を提出することを求めるもの。

一般質問

大岩　和久 議員

１．教育行政について

質　①小中一貫校としての現況および、実績についてうかがいたい。

②英語学習について、放課後英語教室と学校現場の今後の取組などについてうかがいたい。

答　①平成30年度に小中一貫校へ移行して４年目を迎える今年度は、３つの教育の柱を掲げ小中一貫教育を推進しています。

１つ目の柱は、コミュニケーション力を育成することをめざした英語教育です。９年間の教育課程を編成し、他の学校にはない特別な英語教育を行っています。小学校１年生から正式に指導計画を立て、授業時間を特設し、特別な指導をしています。

２つ目の柱は、ふるさと佐那河内を担う人材を育成する「ふるさと学習」です。小学校１年生から中学校３年生までが学年に応じて「ふるさと佐那河内の良さや課題について調べ、表現し、発信する学習」に取り組んでいます。

３本目の柱は、タブレット端末を活用した先進的な教育です。他の地域に先駆けて導入した１人１台のタブレット端末を日々活用し、電子黒板やデジタル教科書と連動させた効果的な授業を行っています。

②放課後英語教室は、６年目を迎え、今年は１年生から６年生までの希望する41人の子どもたちが２週間に一度楽しく英語を学んでいます。また、学校の英語教育と放課後英語教室の学びにつながりの意識を持たせる効果も上がっています。

今後も豊かな指導が維持できますよう支援を続け、英語に親しみ、コミュニケーションの力を育てていけるよう、指導者とともに尽力します。

学校現場の英語学習は、特別な教育課程の下、小学校１年生から英語の授業をスタートさせていることや、小学校の担任や中学校の英語科教員に外国語教育指導監やALTが加わり、常に複数体制での指導を行っていることにより、全ての児童生徒の力を伸ばすことにつながっています。

今後は、現在の指導体制と教育内容を維持しながら、教職員の前向きな姿勢と充実した教育活動がこれからも保たれ、一層の改善に結びつくよう、村教育委員会としてさまざまな面で支援を続けながら尽力してまいりたいと思います。

井開　一文 議員

質 ①現時点におけるワクチン接種の取組から明らかになっている課題解決をどのように図るのか。
②新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮についての受け止めと取組の強化に向けて

答 ①６月14日現在、半数を超える高齢者が接種を済まされ、１回目の接種728人、２回目の接種は439人の接種を他市町に先駆けて実施済みで、予定どおり順調に接種が進んでいます。
井開議員のご指摘のとおり、高齢者の人の集団接種会場への送迎を地元の人がされているところを何度かお見かけしました。また、接種予約も地元の人のご支援があったとうかがっています。送迎などについても、地元の人々の温かいつながりに支えられています。そのことが本村の強みである地域の絆の強さを改めて実感するとともに、村民の人々の温かいご支援、ご協力に深く感謝します。
当初、高齢者接種の予約については、コールセンターへの電話がつながりにくいなどのご意見をいただいたことを踏まえ、年齢ごとに電話予約する日を分けることでつながりにくさの解消に努めました。一般の人への接種についても、同様の対応により混雑の解消を図り、円滑な予約実施に努めています。また、接種案内文書についても、より簡潔で分かりやすい案内に努めます。引き続き村民のみなさまの安心・安全の確保に向けて全力で取り組みます。
②新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、いじめ、誹謗中傷などは決して許されるものではありません。本村についても、感染者の有無にかかわらず、不当な人権侵害を発生させることがないよう、人権侵害防止に向け、さらなる取組を進める必要があります。
新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害は、感染拡大などによる状況が感染症への人々の不安や恐れを大きくし、恐れのあまりに心の中の偏見や差別が表出してきたものと考えられます。したがって、誰もが知らないうちに人を傷つけている可能性があり、そのことに気づくことが差別解消への第一歩だと考えます。まず気づきを促すために、本村では新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害防止への取組として昨年度に新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害の防止を呼びかけるチラシを作成し、除菌ウエットシートとともに常会、小中学校、保育所、村内事業所、各種団体の会議などを通して約1,900部を配布しました。また、村ホームページ、広報さなごうちでは、誤った情報やうわさに惑わされることのないよう注意を促すとともに、人権侵害につながることのないよう冷静な行動を呼びかける記事などを掲載しました。
本年度はさらに取組を進め、人権大学講座で、コロナに関連した人権侵害について考えを深めるため、全６回の講義のうち２回のコロナ関連講座を設定しました。
さらに、７月には、コロナに関する人権意識を自分のこととして考えていただけるよう、自分の行動を振り返るセルフチェック式のチラシを新たに作成し、感染症予防のための除菌アルコールスプレー、紙石けんとともに1,800部を配布し、村民のみなさまへの啓発を強化します。
また、今年度は、小中学校や保育所にも新型コロナウイルス感染症による人権侵害について学ぶ機会を設けるよう働きかけるとともに、コロナ感染症についての標語を新たに募集し、人権尊重について親子で考えていただく取組も行います。

森下　嘉文 議員

１．新家付近の交通安全対策について

質 ①国道438号線の新家付近の土曜日・日曜日の交通量についてうかがいたい。
②交通安全対策として、押しボタン式信号機、カーブミラー、停止線の設置を考えているのか。

答 ①交通量調査などを実施したものではありませんが、４月24日の佐那河内ジェラート開店以来、本村を訪れる人が大幅に増加しています。このため、新家前の横断歩道を横断される人や村道と国道が接する交差点を出入りする車両の数は、以前と比べ増加していると認識しています。
②本村としては、現場の状況を見ながら対応を検討する必要があると考えています。
信号機設置は、警察庁の信号機設置の指針において、１時間当たりの自動車往復交通量が平均300台以上であることなどの要件が定められているため、直ちに信号機の設置は難しいところです。
カーブミラー設置は、新家周辺で設置場所が見つからないため、引き続き検討します。
このようなことから、まずは現地の状況を把握し、当該交差点の危険性の要因などを分析し、国や県などの関係機関と横断歩道の存在を知らせるための標識の設置や国道の横断歩道の前後へのカラー舗装の施工など、信号機の設置以外の効果的な安全対策について協議をしていきます。

２．ハウスすだち・ゆずの栽培面積維持について

質 ①コロナウイルス感染症拡大のなか、ハウスすだち・ゆずについて業務筋等の消費量が低迷している。村として、どのような対策を考えているのか。
②栽培面積維持として、村単独事業を実施したらどうか。（Ａ重油の価格補填、農業用ビニール購入助成、スプリンクラー設置助成、すだち・ゆずの苗木助成金額の見直し）

答 ①ハウスすだち・ゆずは、昨年ほどではないものの、本年もコロナの影響を受け、本村としても非常に憂慮しています。今年度、国の施策として月次支援金が創設され、厳しい経営を強いられている農家に対して、まずはこの制度を活用していただきたいと考えています。
月次支援金は、６月16日から受付が開始され、採択要件を満たせば個人事業主には１か月ごとに10万円が支給されます。
今後も国や県からの支援策について注意深く動向を見守りつつ、有効な手だてがあれば、迅速に農家への申請における手続や情報の提供を行います。

②昨年度は、コロナウイルス感染症対策として、次期作に前向きに取り組む生産者の支援と次期作の栽培面積維持を目的として、農林水産省は高収益作物次期作支援金、徳島県は高収益作物次期作応援事業を事業化した結果、今年度のハウスすだち・ゆずの栽培面積維持に効果が見られました。

今年度も、市場価格が低迷するなどの影響が出ていることを踏まえ、国は月次支援金を設けていて、採択要件を満たす農家には、国の月次支援金をまずは利用していただきたいと考えています。

本村では、こうした機会を契機として既存の制度を有効に利用し、有事の際の備えを充実させることも必要と考えています。例えば、ハウスすだち・ゆずの栽培面積維持について、必要要件を満たせば改植・新植費用だけでなく、未収益期間の栽培管理経費の支援も受けられる果樹経営支援対策事業や、自然災害や市場価格低下の際に収入補填ができる農業共済組合の収入保険や燃料価格の高騰に対応する施設園芸セーフティネット構築事業への農家の加入を促進し、有事の際の備えとしていただくことも、今後推進していきます。

平岡　淳 議員

1．コロナワクチン接種について

質 ①首尾よくできていると思うか。
点数をつけるならどれくらいの出来になるでしょうか。
②今後、どのように進めるのか。

答 ①国から高齢者の人のワクチン接種を７月中には完了させるとの方針が出され、本村では、徳島西医師会をはじめとする関係機関などのご協力の下、高齢者のワクチン接種が予定どおりスムーズに進められています。

点数をつけることは難しいため、申し上げることはできませんが、今後も国の方針や住民のみなさまのご意見、ご要望を伺いながら、関係機関などのご協力の下、鋭意進めます。
②国は、64歳以下の人への接種は、ワクチン供給の本格化に伴い、地域の実情に応じた柔軟な対応を認め、10月から11月にかけて必要な国民、希望する人全てを終えることを実現したいとの方針を示しています。本村では、今週初めに64歳以下の対象者全員の接種券を送付し、現在55歳から64歳の対象者および基礎疾患をお持ちの人への接種予約を先行受付しています。また、引き続いて54歳以下の人への接種の予約などを進めるに当たり、関係機関との調整を行っているところです。状況が明確になり次第、対象の人への通知、村広報紙、ホームページなどによりお知らせします。

2．旧嵯峨出張所施設について

質 ①住民説明会の要請をいかに考えているのか。
②その後、上嵯峨地区の常会との連絡は取っているのか。
③住民説明会は、具体的にいつ、どこでするのか。

答 ①住民のみなさまから要請のありました説明会開催は、できる限り早く実施ができるよう、要請書でいただいているご質問への回答や資料の準備を進めてきました。
②大変遅くなっていますが、資料の準備ができましたので、先日、お世話役の人に説明会開催のご連絡を差し上げ、今後、日程などについて、改めてお話をする場を設けることになっています。
③今後、お世話役の人々とお話をする中で決まっていくこととなります。

石本　哲也 議員

1．村の人口動態について

質 ①毎月の全員協議会で報告はあるが、近年の「人口動態」をどう捉えているのか。
②高齢化の進行による自然減少は仕方ないが、人口減少率をなるべく抑えようとしているのはわかる。現在、進めている施策はどうなっているのか。
③現在の施策は、基本的な施策であり確実に進めていくべき施策であると思われるが、「次の一手」として何を考えているのか。

答 ①2020年国勢調査（速報値）は、本村の人口2,060人、世帯数771世帯、前回2015年国勢調査結果と比較すると、229人減（△10.0%）となっています。

県内24市町村のうち８市町村が減少率10％を超え、減少数、減少率とも比較可能な1925年以降で最大で、人口減少が加速している現状が浮き彫りとなる厳しい結果でした。

本村は、少子高齢化が全国平均より高い水準で進行し、今後、人口減少がさらに進むことが予想されることから、その対策に一刻の猶予も許されない厳しい状況を迎えていると認識しています。
②人口減少を抑制し持続可能な村づくりを進めるため、農業振興や企業誘致、交流人口の拡大、住宅環境の整備、子育て環境の充実などを施策に取り組んでいます。

産業振興では、果樹栽培を学ぶためのアグリスクール、製造労働者を確保するためのマッチング事業などを実施することにより、農業の活性化を図っています。

事業所の誘致や交流人口の拡大では、誘致企業、山神果樹薬草園のファクトリーショップや、佐那河内ジェラートなど事業所の誘致により、本村を訪れる人々の増加や地元雇用、企業版ふるさと納税などの効果がすでに現れ、今後は、農業などの地場産業の取引の増加や、移住による人口増加、地域のにぎわい創出などへとつなげていきます。

移住、定住を促進するための住宅環境の整備では、中尾谷地区の分譲宅地造成や、旧市原医院跡地を活用した集合住宅の建設などを進めています。

子育て環境の充実では、県下トップクラスの18歳までのはぐくみ医療、放課後児童クラブの夏休み中の開所などの継続、学校教育の推進では、タブレットなどの ICT 機器を活用した新しい学習スタイルの推進など、９年間を通して先進的かつきめ細かに子どもを育てる小中一貫教育を進めています。

これらに加え、本村の農作物などを活用し、地域経済の活性化や自主財源の確保、本村の魅力発信など、一石二鳥、三鳥の効果を生み出すふるさと納税にも積極的に取り組んでいます。
③若者から高齢者までが住みよい村、住みたくなる村づくりを推進し、移住、定住促進に向け、村の基幹産業である農業の振興、企業や事業所の誘致、交流人口の拡大などにより、

産業振興と雇用創出を図り、佐那河内にしかない恵まれた立地や歴史、文化、豊かな自然などの地域資源を生かし、村内外の多くの人々から佐那河内で住み続けたい、住んでみたいと思っていただけるよう、子育て環境の充実や住環境の整備などの施策をさらに充実、深化させます。

農業振興では、さくらももいちご栽培振興プロジェクトを推進し、本村が誇るブランド農作物を未来へつなげていくことと併せ、プロジェクト実施を契機として、全国に向けた本村の魅力発信や、移住、定住の促進などに全力で取り組みます。

企業や事業所の誘致、交流人口の拡大では、引き続き、企業や事業所の誘致活動に努め、誘致効果を生かした観光振興や、交流拡大に向けた新たな施策展開、関西佐那河内会の設立などにも積極的に取り組みます。

子育て環境の充実では、保育所や小中学校、学童保育クラブの連携による子育て環境の充実、英語教育の一層の充実、ICT 機器を活用し実施している先進的な教育の進化、村の未来を担う人材を育成するふるさと学習の充実など、学校教育のさらなる充実、進化を図ります。さらに、ふるさと納税についても、新たな商品の開発や発掘に取り組み、本村のファンの拡大にも取り組みます。

2．国道・県道・河川について

質 ①現在、把握している国道・県道・河川の工事予定箇所はどこか。また、村が県に工事の要望をしている個所はどこか。
②県道33号線は日赤病院への「生命の道」と以前より申し上げているが、今後の村内工区の工事予定はあるのか。
③国道438号線、一ノ瀬工区は形が見えてきて一安心だが、徳島市側の計画が見えてこない。台風時の増水で通行止めにならないように、県へ徳島市側の道路の嵩上げを陳情してはどうか。

答 ①工事着手年度の未定箇所を含む工事予定は、国道では、国道438号一ノ瀬工区改良事業および尾端工区落石対策事業、県道では、主要地方道勝浦佐那河内線日ノ浦工区及び下野工区、河川では、園瀬川中辺地区河川事業および宮前地区河川事業の６事業です。

県への要望は、国道438号関係では、一ノ瀬地区、下野地区、西ノハナ地区の３件、主要地方道勝浦佐那河内線関係では、下野地区、寺谷地区、日ノ浦地区、宮本地区の４件、主要地方道小松島佐那河内線関係では、仕出地区の１件、国道、県道維持管理関係では、交通安全対策、支障木伐採などの５件、河川関係では、堆積土砂の撤去、雑草、雑木の伐採、擁壁根切り対策の３件、その他、小松島佐那河内線八多病院付近の改良、国道浸水対策の２件、合計18件を要望しています。
②村内を通る県道33号主要地方道小松島佐那河内線のうち、主要地方道勝浦佐那河内線との重複区間を除く未改良区間は、村道鋏谷線との交差点から寺谷側へ約320m、寺谷橋に近い村道東山線との交差点付近の60mの２か所です。
③国道438号線、一ノ瀬工区内および徳島市花房橋までの区間は、冠水箇所や急カーブなどの未改良区間が数か所あることから、徳島県が抜本的に解決するため、バイパス計画を推進しています。

現国道での増水時の冠水対策と道路幅の確保のための嵩上げは、河川の増水対策としては比較的短期に行えるため、大変有効な方法ですが、現在進行中のバイパス計画との関連があることから、ご質問の工事については、維持修繕工事ではないため、早期施工の判断は難しいと考えています。

早期に対応していただくため、村市境付近の堰まで、園瀬川の花房橋付近で行われている、堆積土砂等を搬出して河川断面を大きくする河道整備などの要望を行います。

臨時議会だより

令和３年
第２回（７月）臨時会

令和３年第２回臨時会は、７月２日開会され、令和３年度一般会計補正予算１件、人事案件１件の合わせて２件の審議を行い、原案どおり可決、同意しました。
また、議長外議会構成にかかる選挙が行われ、同日閉会しました。

●補正予算案件●

議案第40号　令和３年度佐那河内村一般会計補正予算（第２号）について
歳入歳出予算の総額に130万円追加し、32億1,908万６千円とするもの。

●人事案件●

議案第41号　監査委員の選任について
監査委員（議会選出）の辞職にともない、新たな監査委員の選任について、議会の同意を求めるもの。
（監査委員：井開一文）

議長就任の挨拶

佐那河内村議会議長　石　本　哲　也

このたび、令和３年第２回臨時会において、議員のみなさまのご推挙により就任しました。身に余る光栄であると同時に、その責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いです。もとより微力な私ですが、村政の発展と円滑な議会運営に全力を尽くす所存です。

さて、少子高齢化社会において、福祉や医療のあり方、地域防災力の強化、地方創生の推進など、地方自治体の果たすべき役割はますます大きくなっています。

本村においても、地域の特色を活かしつつ、安全で安心な住みよい村づくりのために、議員一人ひとりが役割を十分に果たし、村民のみなさまの声を村政に反映させることができるよう、課題の解決に向けて議論をつくし、活発な議会活動を続けてまいります。

今後とも村民福祉の充実と村政の発展に寄与するため、議決機関としての役割と機能を十分に発揮し、二元代表制の一翼を担う議会として、みなさまのご期待に沿うように努力してまいります。

最後に、村民のみなさまの益々のご健勝を心からお祈りしまして、就任のご挨拶とさせていただきます。

佐那河内村議会構成

令和３年７月２日改選

■議　長　石本　哲也
■副議長　髙岡　邦芳

■常任委員会（◎委員長　○副委員長）

総務産業建設常任委員会

◎森下　嘉文　　○髙岡　邦芳
平岡　　淳　　石本　哲也

文教厚生常任委員会

◎大岩　和久　　○井開　一文
加藤　秀數　　新居　健治

■議会選出委員

監査委員	井開	一文	
小松島市外三町村衛生組合議員	加藤	秀數	石本　哲也
国民健康保険運営協議会委員	大岩	和久	森下　嘉文

議会行事出席報告

〈　〉場所・（　）出席者

６月４日	議員協議会〈議会事務局〉（全議員）
	全員協議会〈村役場〉（全議員）
10日	第２回佐那河内村議会定例会開会・議案審議〈村役場議場〉（全議員）
11日	令和３年度徳島県表彰式〈徳島クレメントホテル〉（加藤議長）
14日	保育所・学校等訪問〈保育所・小中学校〉（全議員）
17日	第２回佐那河内村議会定例会一般質問〈村役場議場〉（全議員）
18日	第２回佐那河内村議会定例会表決・閉会〈村役場議場〉（全議員）
20日	第29回徳島市・佐那河内村グラウンドゴルフ親睦大会〈中央運動公園〉（加藤議長）
22日	例月出納検査〈議会事務局〉（服部監査委員・新居監査委員）
29日	小松島市外三町村衛生組合出納検査〈衛生組合〉（加藤議長）
30日	徳島県町村議会議長会臨時会・役員会〈自治会館〉（加藤議長）

村の話題

6/3（木） 国道を彩る花畑

国道438号の道路脇の花壇に、嵯峨野小町のみなさんがマリーゴールドやコキアなどの花々を植えてくれています。昨年から月に２回（第２・４土曜日）、主に国道沿いの花壇の植栽や清掃を行ってくれています。みなさんもお近くを通った際は、道路脇の季節の花々をお楽しみください。

6/11（金） 佐那河内中学校１年生の防災学習

佐那河内中学校１年生のみなさんが、防災学習を行いました。２つのグループに分かれて、講義と放水体験が行われました。

講義では、森本防災対策監より、消防団のしくみや活動についてのお話がありました。放水体験では、消防団の人と一緒に、消防ポンプ車を使用して放水体験を行いました。

生徒のみなさんは、消防団の活動の重要性や、村の安全を守ることの大変さなどについて学ぶことができました。

6/12・13（土）（日） 第52回徳島県学童軟式野球連盟 川内大会　３位

同大会に佐那河内少年野球クラブは上八万少年野球部と合同チームで出場しました。

参加35チームが出場した中、３回戦まで勝ち進み、準決勝ではタイブレークになり、先制したものの惜しくも敗れ３位となりました。

本村からは仲野結さんが出場しました。

１回戦	長生ファイターズ	５対２
２回戦	平島少年野球部	８対６
３回戦	川内南少年野球部	11対９
準決勝	川内北少年野球部	７対８×

佐那河内少年野球クラブは部員を大募集しています

小学生ならだれでも入部できますので、ぜひ一緒に野球をしましょう！
毎週月曜日　中央運動公園グラウンド17時30分から練習しています。
運動のできる服装でご参加ください。お待ちしています‼

6/14（月） 小学校でプール開き式

今年度も、新型コロナウイルス感染症対策をとり、それぞれの教室でプール開き式をしました。今年度は、環境委員会の人たちが作成した動画を視聴しました。

２時間目には、早速４年生がプールに入りました。曇り空で少し寒いのではないかなと心配しましたが、みんなとても元気に泳いでいました。

これから１か月間、安全に気を付けて、楽しく、真剣に学習に取り組んでいきます。

6/21（月） 令和３年度 常会長会の開催

午後７時30分から小・中学校体育館において、令和３年度常会長会を開催しました。 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、昨年度は開催を中止し、今年度は２か月遅れで開催することができました。

会では冒頭、村長から村の新型コロナ対策や地方創生総合戦略に基づく令和３年度の主要施策について報告を行い、各課長からは主な事業や連絡事項について説明を行いました。

6/24（木） 保育所に室内遊具が寄贈されました

㈱ユーラス上勝神山風力が、“使う緑化”事業として保育所に、木製遊具（隠れ家２セット・ベンチ１個・積み木セット１個・積み木タワー１個・ドミノセット１個）を寄贈してくださいました。この事業は、木製品利用による二酸化炭素固定量を“見える化”する仕組みを創設し、木材利用を通じた地球温暖化防止のための森林整備を支援しています。

児童たちは新しい遊具を目の前にして、笑顔があふれていました。これから新しい遊具で遊ぶのが楽しみですね。

6/24（木） オープンファーム菜々 ―定例会―

農振センター　1階　大会議室
15：00～16：30　／　参加者：8人

●定例会の内容

1．趣旨の確認
　①　循環型農法でオーガニック野菜づくりを勧める。
　②　健康な身体づくりをめざす。食の重要さと命の大切さを知る。
　③　安心・安全な元気野菜を、保育所や学校給食に提供するとともに、家族・親戚・子ども・孫・近隣の人々にも味わってもらう、また、子ども食堂への提供、イベントや産直での販売を考える。

2．年間行事の確認
3．子ども食堂クレエールの賛助会員として、オープンファーム菜々を登録した。6月17日、会員2人で訪問し、玉ねぎとじゃがいもを提供した。
4．野菜づくりの報告
　栽培の途中で浮かび上がってきた、土づくり問題。具体的な例を挙げて、活発な意見交換ができた。
　会員全員が無理をしないで、できる範囲で、楽しくいろんな野菜づくりに挑戦したい。
5．次回の行事の確認
　7月8日　園地めぐり
　7月25日　定例会

和やかな会ができました。

（報告者：小谷和子）

6/30（水） LOVEさなごうち ～初心者のための野菜の学校～

JA 徳島市嵯峨出張所跡にて、ボカシ作りをしました。今回は、ボカシ作りを10年以上続けている会員が講師をされました。

会員さんからは、「ボカシ作りを 10年続けていると、微生物の力はすごいと思う。回粒根で土がフカフカになって草が抜けやすい畑になって嬉しい！」「一切、消毒や除草剤など使わないけど、元気な野菜が育ってくれて嬉しいね！」などの声が寄せられました。

（報告者：松長礼子）

へちまを植えよう

食器洗いやお風呂掃除で使用している、便利なアクリルタワシやスポンジから、マイクロプラスチックが排出されています。排出されたマイクロプラスチックは、排水溝から流れ、川、海洋全体に広がります。

「へぇー！洗剤も少なく川を汚さないと重宝していたのに…」

海洋全体に広がったマイクロプラスチックは、プランクトンから二枚貝、カニ、小魚などにとりこまれ、生態系を汚染し、食物連鎖を通して人体に蓄積されます。（NHK、未来への分岐点シリーズより）

そんな中、昔から植えていた「へちま」が今、見直されています。早速種まきし、立派に育っています。

●7月20日㈫　環境学習会（プラスチックごみ問題についての画像をみる）
時間　9時30分～11時40分
場所　農振センター1階　会議室　／　定員　なし　／　参加費　無料
お問い合わせ　松長　090－9772－5569

「プラゴミゼロ」とくしまスマート宣言（令和2年10月23日）に賛同してください！

● LOVE さなごうち ●

徳島県からのお知らせ

新型コロナワクチンの接種は、任意です。
アレルギーなどの事情で接種できない人もいます。
非接種者に対するワクチン接種の強制や
差別的な扱いをすることのないようお願いします。

◆厚生労働省　新型コロナワクチン Q&A（抜粋）

新型コロナワクチンについては、国内外の数万人のデータから、発症予防効果などワクチン接種のメリットが、副作用などのデメリットよりも大きいことを確認して、**みなさまに接種をお勧めしています。**

しかしながら、接種は強制ではなく、あくまでご本人の意思に基づき接種を受けていただくものです。**接種を望まない人に接種を強制することはありません。**また、受ける人の同意なく、接種が行われることはありません。

職場や周りの人などに接種を強要したり、**接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないよう、みなさまにお願いしています。**仮にお勤めの会社などで接種を求められても、ご本人が望まない場合には、接種しないことを選択することができます。

前河洋次さんが人権擁護委員に委嘱されました

本村の人権擁護委員日下健司さんの退任に伴い、令和３年７月１日付けで、新たに前河洋次さん（尾境）が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されましたのでお知らせします。

退任されました日下健司さんは、平成30年から令和３年まで、１期３年にわたり人権擁護活動にご尽力をいただきました。長い間、お疲れさまでした。

人権擁護委員は、地域のみなさんから人権相談を受けたり、人権思想を広める活動を行うため、法務大臣から委嘱され、村では３人の人権擁護委員が活動をされています。

いじめ、差別、嫌がらせなど人権に関する問題でお困りの場合は、ひとりで悩まずご相談ください。

●村の人権擁護委員

平岡都志子さん（平間）【令和元年７月１日委嘱】
藤田　正治さん（上中辺）【令和元年７月１日委嘱】
前河　洋次さん（尾境）【令和３年７月１日委嘱】

東京2020パラリンピック聖火リレー「採火」の開催について

～「さなごうちの火」を東京へ～

８月12日㈭に役場庁内にて聖火フェスティバルイベントを行います。聖火の元となる火を、折り紙を使ったちぎり絵で表現し、「さなごうちの火」として採火とします。役場正面入り口に絵の台紙を立てかけて折り紙をご用意しますので、ご自由にご参加ください。

採火は県内各地で行われ、採火した火を徳島市で１つに集約した後、パラリンピックの聖火リレーに向けて東京へ送り出されます。

日時：８月12日㈭　９：00 ～ 17：00
場所：佐那河内村役場入り口

８月13日㈮９：00 ～ 17：00 に、完成したちぎり絵を展示しますので、ご来庁の際にご覧ください。

お問い合わせ●健康福祉課

令和3年度 職員採用試験案内

◆試　験　日　令和３年９月19日㈰
◆申込受付期間　令和３年７月20日㈫～令和３年８月３日㈫

1　試験区分、採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	職務の内容
一般事務（高等学校卒業程度）	若干名	一般行政事務に従事します。
保健師（短期大学卒業程度）	１人	保健師の業務に従事します。

2　受験資格

試験区分	受験資格
一般事務（高等学校卒業程度）	昭和57年４月２日から平成16年４月１日までに生まれた人。
保健師（短期大学卒業程度）	昭和57年４月２日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和４年春の国家試験により当該免許を取得する見込みの人。

※「卒業程度」とは、試験の程度を示すものであり、学歴を受験資格とするものではありません。

次のいずれかに該当する人は、受験できません。

⑴　日本の国籍を有しない人
⑵　地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人
　ア　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
　イ　当村において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない人
　ウ　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

3　試験の日時および試験場

区分	試験日時	試験場
第１次試験	**令和３年９月19日㈰**　10時00分から	**四国大学**
第２次試験	令和３年10月以降（日時および場所は、第１次試験合格者に通知します。）	

4　試験の方法および内容

区分	試験種目	試験区分	時間	方法および内容
第１次試験	教養試験	一般事務 保健師	10時00分から 12時00分まで	公務員として必要な一般的知識および知能について、それぞれ高等学校卒業程度、短期大学卒業程度の択一式による筆記試験を行います。
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	一般事務	13時00分から 14時10分まで	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での性格特性を検査します。
	専門試験	保健師	13時00分から 14時30分まで	専門的知識および能力について、択一式による筆記試験を行います。出題分野（公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論）
	事務適性検査 性格特性検査 職場適応性検査	保健師	14時40分から 15時50分まで	公務員として職務上必要な適応性、資質、職務への対応や、対人関係面での性格特性を検査します。

区分	試験種目	試験区分	方法および内容
第２次試験	論文試験	一般事務	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかをみるための試験を行います。
	集団討論		職場への適応性（積極性、協調性および柔軟性など）をみることを目的に、集団討論を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。
	論文試験	保健師	公務員として必要な一般的な課題について、課題に対する理解力、論理性、文章による表現力などを有するかどうかをみるための試験を行います。
	口述試験		主として人柄、性格などをみるため、個別面接を行います。

※受験申込書は、総務課にあります。村ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ●総務課

令和３年度

会計年度任用職員（調理員・宿直員）募集案内

佐那河内村では、令和３年度に任用する会計年度任用職員（調理員・宿直員）を次のとおり募集します。
希望される人は、佐那河内村役場 総務課 まで応募してください。

1　募集内容

㋐　採用予定人員および職務の内容

試験区分	採用予定人員	給　与	勤務時間	必要資格	職務の内容
調理員	１人	月給156,300円	午前８時00分 ～ 午後４時45分	調理師免許 栄養士免許	調理・献立作成

試験区分	採用予定人員	報　酬	勤務時間	勤務日数	職務の内容
宿直員	１人	日額8,676円	午後５時15分 ～ 翌日８時30分	毎月10日 程度（相談）	電話対応、文書などの収受 緊急時の放送・連絡など

㋑　受験資格　　調理員については、**調理師免許および栄養士免許を取得している人。**
宿直員については、必要資格はありません。
両区分とも、年齢、学歴は問いませんが、地方公務員法欠格条項に該当しない人。

2　応募期間　　随時（土・日・祝日を除く、午前８時30分～午後５時）

3　選考日時、選考場所および選考方法

㋐　選考日時　　応募者と調整のうえ決定します。
㋑　選考方法　　書類審査および面接

4　勤務条件など

㋐　任用期間　　任用開始日～令和４年３月31日
関係規則の定めるところにより、令和４年度以降も再度任用することがあります。
㋑　勤務時間　　午前８時00分から午後４時45分（調理員）
午後５時15分から翌日８時30分（宿直員）
㋒　各種手当、休暇など
①　各種手当　　通勤手当、時間外勤務手当、期末手当（６月・12月）
②　休　暇　　年次有給休暇および特別休暇（夏季・忌引など）
㋓　社会保障　　社会保険（健康保険・厚生年金保険）は、勤務日数・勤務時間数により、関係法令の規定に基づき適用されます。調理員については、連続する通算任期が１年を超え、規定の条件を満たした場合は、徳島県市町村職員共済組合の加入となります。

5　応募方法

次の書類を佐那河内村役場 総務課 まで郵送するか、ご持参ください。
①　令和３年度佐那河内村会計年度任用職員採用試験受験申込書（自筆に限る。）
佐那河内村役場 総務課 にあります。佐那河内村ホームページからもダウンロードできます。
②　履歴書（自筆に限る。市販の用紙可、写真貼付のこと。）
③　調理師免許証、栄養士免許証の写し。（調理員）

詳しくは、佐那河内村ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせ●総務課

役場新庁舎建設情報

６月下旬頃の状況をお知らせします。
新庁舎では、屋根・外壁工事が２階部分から順次進められています。
また、新庁舎の北側に建設する消防センターの基礎工事が進められています。

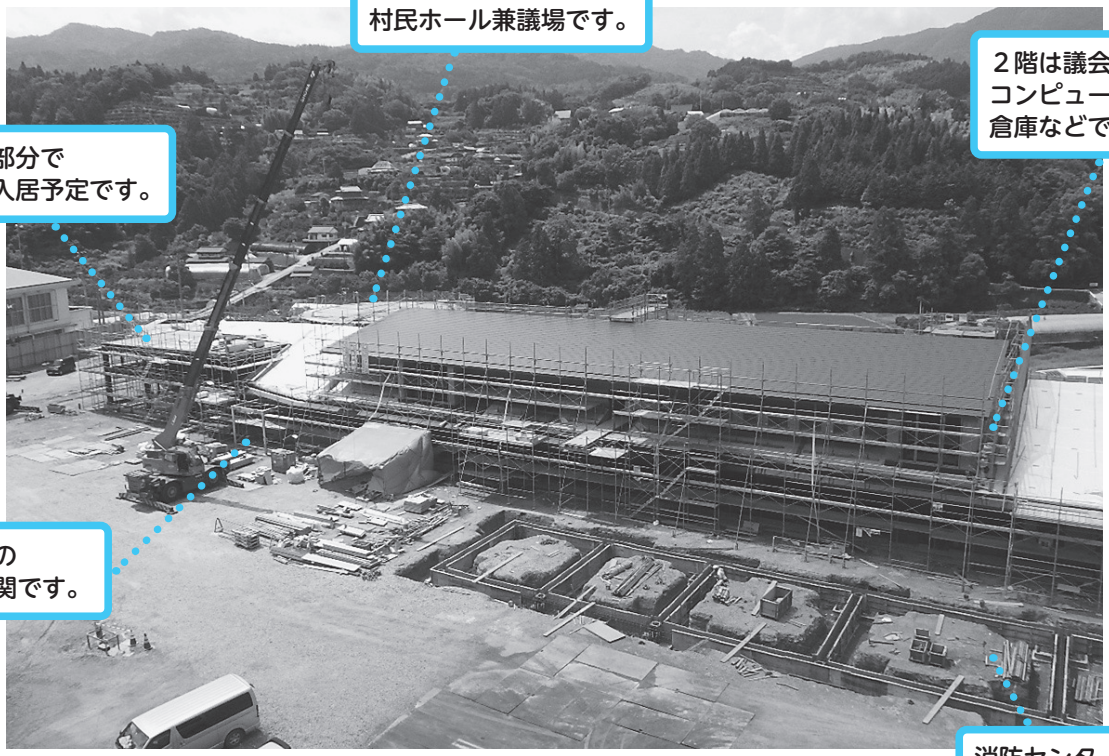

〈新庁舎を正面（北側）から見た状況〉

サマージャンボ7億円
（1等5億円・前後賞各1億円合わせて）
サマージャンボミニ5,000万円
（1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて）
この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。
7月13日(火) 2種類同時発売!
発売期間 7/13(火)~8/13(金)
抽せん日 8/25(水)
公益財団法人徳島県市町村振興協会
各1枚 300円

佐那河内村のごみ処理の現状について

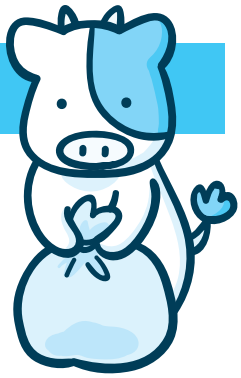

◆ごみ排出量について

佐那河内村のごみの排出量は、毎年増加の傾向にあります。排出量の多くを占める可燃ごみも増加の傾向にあり、資源ごみを安易に可燃ごみとして出さないようしっかり分別していただきますようご協力をお願いします。

◆処理費用について

処理費用についても、排出量の増加に伴い増加しています。ごみの処理の単価はごみの種類によって決まっていて、１kg 当たりの単価は数十円～百円になっていますが、村全体の合計となると非常に大きい数字となります。そのなかで分別されていないごみを適正に分別することができれば費用を抑えることができます。

年度	処分したごみの量(kg)	処理費用（円）
H23	225,560	13,039,660
H24	239,835	13,960,000
H25	238,850	14,887,601
H26	240,475	14,149,052
H27	239,553	14,534,596
H28	256,578	15,129,238
H29	267,470	15,852,340
H30	282,182	16,763,483
R 1	294,257	17,775,325
R 2	304,586	18,353,600

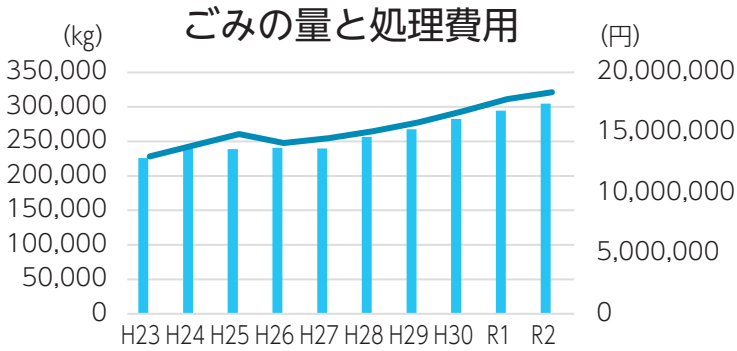

◆売払い収入について

資源ごみの売払い収入についてですが、令和２年度は古紙類･古布類の収入が大きく落ちてしまいました。これは、市場における単価の下落が主な要因ですが、これによって分別の意味が大きく減ってしまうかというとそうではありません。

令和２年度の古紙類・古布類の処理量は 87,330kg、売払い収入が352,506円となっています。もしこの古紙類・古布類が分別されずに可燃ごみとして捨てられていた場合、3,405,870円の処理費用が発生します。**分別によって収入を得ているだけでなく費用の発生を抑えているので、375万円以上のお金を別の部分に使うことができました。**

年度	売却したごみの量(kg)	収　入（円）
H23	128,400	968,535
H24	123,770	1,067,864
H25	117,660	763,893
H26	114,260	1,122,406
H27	112,780	976,300
H28	114,730	998,008
H29	106,060	993,678
H30	116,240	1,262,246
R 1	95,100	1,126,841
R 2	92,840	687,819

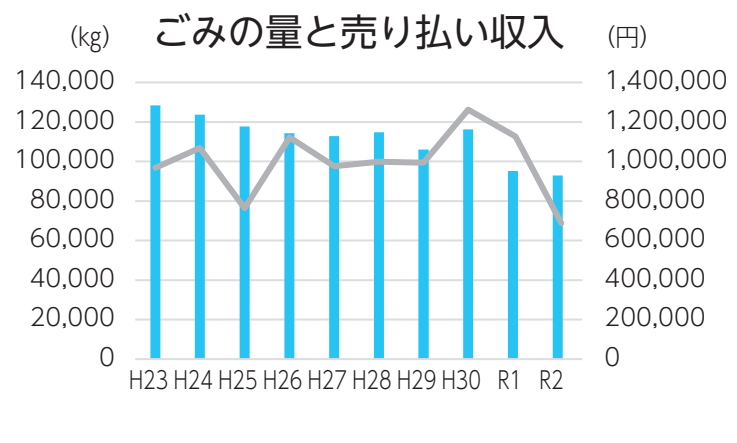

農業者年金に加入しよう

加入要件は3つだけ

- 60歳未満
- 国民年金第一号被保険者（国民年金保険料納付免除者除く）
- 年間60日以上農業に従事

加入のメリット

- 保険料の全額を社会保険料控除できるなど、税制面で大きな優遇措置があります。
- 終身年金で80歳までに亡くなった場合、死亡一時金がもらえます。
- 掛金に運用利益を加えて将来年金として受けとれます。〈積立方式〉

年金資金の運用実績

年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
修正総合利回り（%）	+3.40	+9.80	+3.27	−4.73	−9.25	+9.14	−0.06	+2.36	+9.62	+7.75	+8.78	−0.69	+3.26	+4.75	+1.70	−2.10	+10.82

平均運用利回り　年率で＋3.00％

※運用益は非課税

◆◆◆通常加入の場合◆◆◆

・掛金月額2万円～ 6万7千円まで選べます。　・1か月からでも加入できます。

◆◆◆政策支援加入の場合◆◆◆

要件を満たせば国からの保険料補助が受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
2	認定就農者で青色申告者	10,000円（5割）	6,000円（3割）
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者（※）	10,000円（5割）	6,000円（3割）
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	6,000円（3割）	4,000円（2割）
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者（※）	6,000円（3割）	――

〈政策支援加入要件〉

- 20年の納付。
- 農業所得900万円以下。
- 左記の区分1～5のいずれかに該当する人。

＊保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。

※後継者：経営主の直系卑属である必要があります。

お問い合わせ●産業環境課内農業委員会事務局

農地所有者のみなさまへ

農地パトロール（農地利用状況調査）・荒廃農地調査を実施します

佐那河内村農業委員会では、優良農地を守るため、８月に村内の農地パトロール（利用状況調査）を実施しています。この調査は、農地法第30条に基づくものです。また、荒廃農地調査も同時に実施しています。農業委員が村内の農地を巡回して、農地を有効に利用しているか調査し、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止に取り組んでいます。違反転用や遊休農地が確認された場合、管理指導などを行います。

農業委員などが農地に立ち入って調査を行う場合もありますので、ご理解とご協力をお願いします。

農地の適正な管理をお願いします

遊休農地・荒廃農地は火事や病害虫の発生、鳥獣害、不法投棄などの原因になり、近隣への悪影響をおよぼしかねません。

また、農地法では、「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。」と農地の権利を有する者の責務規定が設けられています。

除草、病害虫駆除などの農地の適正な管理をお願いいたします。

すだち収穫作業のマッチング事業を行います

今年も８月から佐那河内村の特産である「すだち」の収穫が始まります。
しかしながら、近年、農家の高齢化などにより、なかなか収穫ができない農家が増えてきました。そこで、求人者（受入れ農家）と求職者（労働者）を募集し、求人者と求職者を結びつけるマッチング事業を行います。
この機会に、ぜひお申し込みください。

求人者（受入れ農家）

- 具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件を明確にしてください。（現在の徳島の最低賃金：796円）
- 求人者（受入れ農家）の申込み内容を求職者に公開し、求職者が求人者（受入れ農家）を選ぶことになります。
- 選ばれた農家は面接を行い、条件が合えば雇っていただくことになります。

求職者（労働者）

作業内容　すだちの収穫
作業場所　佐那河内村内
勤務条件　期間は８月から９月末ごろまでを想定しています。
具体的な勤務日・勤務時間・賃金・勤務内容などの勤務条件は、受入れ農家さんにより異なります。

募集期間　９月17日まで募集しますが、お早めにお申し込みください。

申込方法　求人者・求職者とも所定の用紙でお申し込みください。用紙は佐那河内村ホームページもしくは産業環境課に用意してあります。不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

※注意事項　この事業によるマッチングは、求人者･求職者の応募状況などにより、すべてのご希望にそえない場合があります。

お問い合わせ・お申込み●産業環境課内　佐那河内村無料職業紹介所

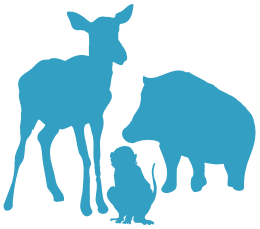

有害鳥獣捕獲狩猟免許取得等補助金について

村では有害鳥獣被害対策事業として、わな猟狩猟免許を新規取得される人に対して、予算の範囲内で免許取得経費の助成を行います。

免許取得後の申請となりますので、細かい条件も含め、申請を希望される人は事前に産業環境課にご相談ください。

1 交付対象者

次の各号のいずれにも該当する人

1．新たにわな猟狩猟免許を取得しようとする人
2．村内に住所を有している人
3．免許取得後は率先して有害鳥獣捕獲に従事することができる人
4．わな猟狩猟免許を取得した本人および世帯員に村税、介護保険料、水道使用料、集落排水使用料、村営住宅家賃などの滞納のない人

※ 銃猟狩猟免許は補助対象外です。

2 交付対象経費および補助額

交付対象経費は次の各号に掲げるものとし、補助金の額は当該対象経費とする。

1．わな猟狩猟免許取得にかかる初心者講習会受講料（テキスト代含む。県猟友会主催）
8,000 円
2．わな猟狩猟免許試験受験申請料（徳島県）
5,200 円
3．医師の診断書文書料　上限額 3,000 円

※狩猟免許取得に伴う補助の上限は 16,200 円までとする。

3 申請に必要なもの

補助金交付申請書に次の書類を添えて提出する。

1．わな猟狩猟免状の写し
2．交付対象経費の支払いを証する領収書の写し
3．村税など滞納がない旨の調査書

4 申請期限

免許を取得した年度の属する２月末日

5 定　　員

令和３年度は先着10人を予定

6 令和３年度「狩猟免許試験」初心者講習会日程

※令和３年度徳島県が実施する「狩猟免許試験」のための事前講習会（任意）です。

種　類	日　程	場　所	定　員	申込期間（厳守）
わな猟	８月８日(日・祝) 10：00 ～ 16：00	県猟事務所 徳島市南仲之町 4-18 電話623-1617	20人	７月２日～ ７月23日
	令和４年１月８日(土) 10：00 ～ 16：00		20人	11月26日～ 12月17日
銃猟 ●第１種銃猟 （散弾銃・空気銃を含む） ●第２種銃猟 （空気銃）	８月１日(日) 10：00 ～ 16：00		20人	７月２日～７月23日
	令和４年１月９日(日) 10：00 ～ 16：00		20人	11月26日～ 12月17日

※郵便または FAX で要申込
※定員数、申込期間で締め切ります。テキストなどの準備のため、**締め切り厳守**でお願いします。
※マスク、弁当、「狩猟読本」、筆記用具をご持参ください。
※講習中は、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、マスクの着用をお願いします。
※講習会場に駐車場はありません。
※新型コロナウイルス感染症対策のため、講習が延期および中止になる場合があります。
※当日、発熱や風邪の症状がある人は、受講をお断りする場合があります。

お問い合せ（申込書送付先）

一般社団法人 徳島県猟友会 〒770-0933 徳島市南仲之町４丁目18番地 電話 623-1617 FAX.623-1618
佐那河内村 産業環境課

7 令和３年度 狩猟免許試験日程

※令和３年度徳島県が実施する「狩猟免許試験」のための事前講習会（任意）です。

	試　験　日	開始時刻	申　請　期　間
第１回	７月25日(日)	10:00～	令和３年 ６月14日(月)～令和３年 ７ 月９日(金)
第２回	８月29日(日)	10:00～	令和３年 ７月12日(月)～令和３年 ８ 月６日(金)
第３回	10月24日(日)	10:00～	令和３年 ９月 ６日(月)～令和３年10月１日(金)
第４回	令和４年１月23日(日)	10:00～	令和３年12月 ６日(月)～令和４年 １ 月７日(金)
第５回	令和４年１月30日(日)	10:00～	令和３年12月 ６日(月)～令和４年 １ 月７日(金)

※試験当日の受付は、試験開始時刻の１時間前から10分前までです。
※申請書類の受付は、午前８時30分から午後５時までの間、申請期間の最終日必着です。（ただし、日曜日および土曜日ならびに国民の祝日に関する法律で規定する休日には受け付けていません）

●試験会場

会　場	対　象　者	定　員	住　　所
徳島会場	徳島県東部農林水産局管内に住所を有する者	30人（先着順）	徳島県徳島合同庁舎（徳島市新蔵町１丁目67）
阿南会場	徳島県南部総合県民局管内に住所を有する者	15人（先着順）	徳島県南部総合県民局保健福祉環境部阿南庁舎（阿南市領家町野神319）
美馬会場	徳島県西部総合県民局管内に住所を有する者	20人（先着順）	穴吹農村環境改善センター（美馬市穴吹町穴吹安成73）

※原則は、住所地を管轄する東部農林水産局および総合県民局で実施される各会場での受験となります。
※ただし、各会場の受験者が定員に達した場合は、他の会場で受験していただくか、受験日を変更していただく場合があります。

お問い合わせ●東部農林水産局 林業振興担当 電話626-8583 ／ 産業環境課

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者のみなさまへ

高収益作物次期作支援交付金のご案内

令和３年１月から３月に発令された新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、国内外の新たな需要などに対応する観点から、次期作に前向きに取り組む農業者を支援します。

支援対象品目となる高収益作物

◆**令和３年１月から３月**に、豊作などの影響によらず緊急事態宣言の再発令により**市場取扱金額が平年の２割以上減少した月のある**以下の高収益作物

◇全国で支援対象となる作物

切り花、香酸カンキツ（すだち、かぼす、ゆず、だいだい　など）
メロン、つまもの類（わさび、穂じそ　など）

◇徳島県で支援対象となる作物

カリフラワー、つるむらさき、クレソン、とうがらし（ししとう、青唐辛子）
つまもの（いろどり：非食用のつまもの（南天、青もみじ、さくらなど））

今回の公募での主な変更点

① 支援対象**期間**　緊急事態宣言が発令された　**令和３年１月から３月**

② 支援対象**面積**　支援対象品目のうち令和３年１月から３月に出荷実績があるまたは廃棄などにより出荷できなかったほ場の合計面積が上限

③ 交付額　支援対象品目に係る令和３年１月から３月の農業者の**減収額の８割**が上限

④ **収入保険加入者**は、収入保険の保険金などを算定する際に本交付金の交付額を収入として計上

⑤ **収入保険の未加入者**は、加入に向けて共済組合と保険設計の相談などを行うことが要件

支援対象となる農業者

◆令和３年１月から３月の支援対象品目の売上が、基準年（前々年もしくは平年）の同時期より減少した農業者

※第４次公募の支援対象は、令和３年１月から３月の緊急事態宣言による影響を受けた農業者が行う次期作の取り組みです。したがって、第３次までの公募で既に交付金を受け取った農業者も第４次公募による支援を受けることができます。

お問い合わせ●産業環境課

国保脳ドックについて

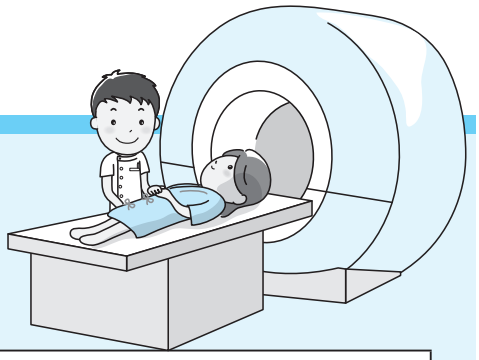

国保脳ドック事業は、重症化しやすい脳および脳血管疾患の早期発見と予防を図ることを目的に、脳ドックを受診する被保険者の人へ、次の内容で助成を行っています。

対象者	村に住所を有する国民健康保険加入者で40歳から74歳までの人 （ただし、２年に１回の助成となります。令和２年度に助成された人は対象となりません。）
期間	令和３年７月１日から令和３年12月中旬まで
受診場所	協立病院・田岡病院
負担金	3,000円
定員	全体で30人

※**脳ドックと特定健診を同時に受診することもできます。**同時に受診される場合は、負担金に特定健診分1,000円がプラスされます。

お申し込み●健康福祉課国保係

令和３年度 権利擁護支援者養成研修の受講生を募集します

ステップ１　生活支援員養成程度
ステップ２　法人後見支援員養成程度
ステップ３　市民後見人養成程度
※今回は、ステップ１およびステップ２の受講希望者を募集します。

１　開催日
ステップ１（２日間）
８月31日㈫、９月14日㈫
ステップ２（３日間）
10月19日㈫、11月４日㈭、11月９日㈫

２　研修会場　徳島県立21世紀館多目的活動室（文化の森総合公園内）

３　対象者　①地域福祉に関心があり、権利擁護の視点や活動に興味がある人
②ステップ１の２日間またはステップ２の３日間すべて受講できる人
※ステップ２はステップ１の全科目を受講された人が対象です

４　定員　①会場での受講　40人程度　②zoomによる受講　30人程度
※修了証書の授与および権利擁護支援者人材バンクへの登録（希望者のみ）は、会場受講者に限ります。

５　受講料　無料

６　申込締切　８月６日㈮

７　お申し込み・お問い合わせ　村社会福祉協議会または徳島県社会福祉協議会（電話 611-1155）

令和３年度　がん検診および特定健診のお知らせ

令和３年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。**受診をご希望される人は、事前予約が必要です**。各検診日程の申し込み期限までに、**健康福祉課保健衛生係まで**お申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所（集団健診）

検診日程	検診場所	受付時間
８月７日㈯ 【申し込み期限：７月16日㈮】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	８：00～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
９月４日㈯ 【申し込み期限：８月13日㈮】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	８：00～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月９日㈯ 【申し込み期限：９月17日㈮】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	８：00～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
10月19日㈫ 【申し込み期限：９月28日㈫】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 特定健診・肺がん・大腸がん・乳がん・前立腺がん・肝炎検査・頸部・腹部エコー検査のみ実施	８：30～10：30
11月13日㈯ 【申し込み期限：10月22日㈮】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	８：00～10：00 ※この時間の範囲内で個人毎に受付時間をご案内いたします。
12月23日㈭ 【申し込み期限：12月２日㈭】 ※村内開催なので、期限までに申し込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがあります。ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター 頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。	８：30～11：00 婦人科および骨密度検査は 13：30～14：00 ※ただし、乳がん検診は、午前中も受付します。

※６月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、各月予約枠15人（先着順）で実施いたします。なお、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,300円・腹部エコー検査：負担金5,500円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、**完全予約制、先着20人限定**でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,800円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

●がん検診内容および負担金（集団健診）

検診内容	対象者	負担金
胃がん検診 （バリウム検査）	40歳以上の村民 ※令和３年度に胃内視鏡検診を受診した人は受診できません。	500円
肺がん検診	40歳以上の村民 （65歳以上の人は結核検診を含みます）	100円
喀痰検査	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大腸がん検診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	①令和３年度において満40歳となる村民 （昭和5 ６年４月１日～昭和57年３月31日生まれの人） ②平成14年度から令和２年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨密度検査	40歳以上の村民	400円
（婦人科検診） 子宮がん検診	20歳以上の村民（女性のみ） ※２年に１回の受診が標準です。原則として、令和２年度に受診された人は、令和４年度に検診を受けてくださるようお願いします。	400円
（婦人科検診） 乳がん検診	40歳以上の村民（女性のみ） ※２年に１回の受診が標準です。原則として、令和２年度に受診された人は、令和４年度に検診を受けてくださるようお願いします。 ※12月23日㈭は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※**12月23日㈭の村内で行う検診では、歯科健診および口腔がん検診も行います。**歯科健診および口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※**特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。**ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、６月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

【胃内視鏡検診について】

胃内視鏡検診を指定医療機関（個別医療機関）で、令和３年６月１日から令和４年２月28日まで随時実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課保健衛生係へお申し込みお問い合わせください。

検診内容	対象者	負担金
胃内視鏡検診	50歳以上の村民 ※２年に１回の受診となります。令和２年度に胃内視鏡検診を受診された人は、令和４年度に検診を受けてくださるようお願いします。ご了承ください。	4,100円

接種を希望する12歳以上の村民のみなさまへ
新型コロナウイルスワクチン予防接種についてのお知らせ

接種日時点で12歳以上の全村民のみなさまに、予防接種の予約受付のご案内をさせていただきます。現在、本村が実施する「指定医療機関での個別接種」と「集団接種」の接種日は次のとおりです。本村による接種をご希望の人は、今回案内する接種日に接種を受けてください。

なお、接種を希望される人で、今回の接種日に何らかの事情で接種を受けることができない人は、健康福祉課へ個別にご相談ください。本村では、８月末までに本村によるワクチン接種を終了する予定です。

接　種 対象者	**接種日時点で12歳以上の人** **16歳未満の予防接種について** 新型コロナワクチン予防接種についての説明書（ファイザー社ワクチン用）を必ずよく読み、接種を希望される場合は保護者の人がお申込みください。 また、16歳未満の人は原則保護者の同伴が必要となります。ただし、中学生以上の被接種者に限り、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、同伴なしで接種することができます。この場合、診察などを実施した上で必要に応じて保護者へ連絡することがありますので、予診票へ保護者連絡先を必ず記載してください。
接種回数	**１人２回接種** ファイザー社製ワクチンの場合、18日以上の間隔、標準的には20日の間隔をおいて２回接種します。１回目の接種から20日を経過したら、速やかに２回目の接種を受けてください。前後に他の予防接種を行う場合は、原則として13日以上の間隔を空けてください。他の予防接種と同時に接種はしないでください。１回目と２回目は必ず同じ種類のワクチンを接種してください。

指定医療機関での個別接種について

① 指定医療機関および予約枠

指定医療機関名	１回目接種日	２回目接種日	接種時間および予約先
久次米医院	７月17日㈯	８月７日㈯	接種時間は各接種日・医療機関ごとに異なります。下記の「佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター」へお問い合わせのうえご確認・ご予約ください。 **【電話】** **624－8377** **【受付時間】** **８：45～17：15（土日祝含む）** **【WEB】** **https://jump.mrso.jp/363219/**
	７月20日㈫	８月10日㈫	
	７月24日㈯	８月14日㈯	
	７月27日㈫	８月17日㈫	
	７月31日㈯	８月21日㈯	
	８月３日㈫	８月24日㈫	
清家医院	※清家医院では**50歳以上の人のみ**の受付となります		
	７月26日㈪	８月16日㈪	
	８月２日㈪	８月23日㈪	
協立病院	※協立医院では**16歳以上の人のみ**の受付となります		
	８月11日㈬	９月１日㈬	
	８月12日㈭	９月２日㈭	
	８月16日㈪	９月６日㈪	
文化の森内科	７月26日㈪	８月16日㈪	
	７月27日㈫	８月17日㈫	
	８月２日㈪	８月23日㈪	
	８月３日㈫	８月24日㈫	

② 予約について

【予約方法】希望の医療機関を選んでいただき**「佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター」**で電話またはインターネットにより予約してください。

※１回目の接種を受けた医療機関で、２回目も接種していただくこととなります。２回目のご予約日、時間については１回目の接種後、医療機関にてご案内させていただきます。

集団接種について

【接 種 日】下記の表をご参照ください。

【接種場所】佐那河内村民体育館（下字西ノハナ27）

【予約方法】集団接種を受けるためには予約が必要となります。**「佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター」**へ電話またはインターネットにより予約してください。

【アクセス】駐車場は数に限りがございます。ご家族でお越しになる場合はできるだけ乗り合わせるなどしてお越しください。**会場までは東側から上り、西側から下りの一方通行**とさせていただきます。

接　種　日	
１回目接種日	２回目接種日
７月 18 日㈰	８月８日(日・祝)

予　約　枠			
①	9：00～ 9：30	⑥	13：00～13：30
②	9：30～10：00	⑦	13：30～14：00
③	10：00～10：30	⑧	14：00～14：30
④	10：30～11：00	⑨	14：30～15：00
⑤	11：00～11：30	⑩	15：00～15：30

佐那河内村
新型コロナウイルスワクチン
予約・相談センター

【電話】
624－8377
※かけ間違いにご注意ください

【WEB】
https://jump.mrso.jp/363219/

村が実施する個別接種・集団接種以外での接種について

下記の人は村の指定医療機関以外の医療機関などで接種できる場合があります。該当する人は各医療機関などでご相談ください。

① **基礎疾患で治療中の医療機関でワクチンを受ける人**
② **入院・入所中の医療機関や施設でワクチンを受ける人**

上記以外の人は住所地外接種の届出が必要となる場合があります。住所地外接種を希望する人は、原則接種を行う市町村に事前に届出を行ってください。

詳細については村ホームページまたは厚生労働省が公開している新型コロナワクチンに関する総合案内サイト「コロナワクチンナビ」でご確認いただくか、「佐那河内村新型コロナウイルスワクチン予約・相談センター」へお問い合わせください。

接種にあたってのお願い

(1) ワクチンを無駄なく使うため、予約のキャンセルはできる限り避けてください。
(2) スムーズに接種できるよう以下の点にご協力ください。

- **予診票は当日までにすべてボールペンで記入**しておいてください。
- 本人確認書類を忘れずご持参ください。
- 肩の出しやすい服装でお越しください。
  ※肩（三角筋）に注射します。**長袖をまくり上げての接種はできません**ので、上着の中に半袖を着るなどしてください。
- **お薬手帳**をお持ちの人はご持参ください。
- 何らかの病気で治療中の人については診てもらっている医師に予防接種を受けてもよいか事前に確認してもらってください。

子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、新たな給付金の支給を実施します！

1．支給対象者

①・②の両方に当てはまる人（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った人を除く）

① 令和３年３月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母など
（※令和４年２月末までに生まれた新生児なども対象になります。）

②・令和３年度住民税（均等割）が非課税の人

または

・令和３年１月１日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

2．支給額

児童一人当たり　一律　５万円

3．給付金の支給手続き

Ⅰ．令和３年４月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の人

→給付金は、**申請不要**で受け取れます。

※対象の人には給付のご案内・希望しない場合などの申出書を送付し、ご案内しています。

※児童手当または特別児童扶養手当の支給にあたって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

※令和３年度の住民税申告がお済みでない人は、申告を行ってから、非課税であれば申請をしていただけますようお願いします。

Ⅱ．上記以外の人（例．高校生のみ養育している人、収入が急変した人）

→給付金を受け取るには**申請が必要**です。

→申請書に振込口座などを記入して、必要書類とともに健康福祉課に直接または郵送でご提出ください。申請書類は健康福祉課窓口または村のホームページに掲載しています。

→給付金の支給要件に該当する人に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。

「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

児童扶養手当を受給している皆さまへ

現　況　届

児童扶養手当の受給資格者は、**毎年８月１日から８月31日まで**に現況届を添付書類や証書とともに、提出する必要があります。

対象となる人には毎年７月下旬ごろにお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。この届出によって手当の受給資格があるかどうかを審査し、手当額の決定を行います。

届出がないと、手当を受けることができません。また、期限を過ぎて提出されますと手当の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

現況届を２年間続けて提出されない場合、手当を受ける資格がなくなってしまいます。

なお、一部支給停止適用除外事由に該当する間は、毎年、現況届の際に、児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書を証明書類とともに提出してください。

児童扶養手当とは

対　象　者

次のいずれかにあてはまる18歳に達する日以後の最初の３月31日までの児童（政令で定める程度の障がいの状態にある場合は20歳未満の児童）を監護している母、児童を監護し、生計を同じくする父または養育者が受給できます。

(1)　**父母が離婚した児童**
(2)　**父または母が死亡した児童**
(3)　**父または母が政令で定める障がいのある児童**
(4)　**父または母は生死不明な児童**
(5)　**父または母が１年以上遺棄している児童**
(6)　**父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童**
(7)　**父または母が１年以上拘禁されている児童**
(8)　**母が婚姻によらないで懐胎した児童**
(9)　**母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童**

なお、公的年金（例えば、老齢年金・障害年金・遺族年金など）を受けている人（受けることができるようになった人も含みます。）については、年金の額に応じて、手当の額の一部が支給（額に応じてすべて支給停止の場合もあります。）されます。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

※上記の資格要件にあてはまる人は、健康福祉課まで申請をしてください。

児童扶養手当の額

手当の額は、請求者または配偶者および扶養義務者（同居している請求者の父母兄弟姉妹など）の前年の所得（１月～６月の間に不備のない請求書を提出される場合は前々年の所得）によって決まります。

所得制限限度額以上の所得がある場合は、資格認定されても手当は支給されません。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

児童数	手当月額	
	全部支給の人	一部支給の人
１人	43,160円	43,150円～10,180円
２人	10,190円加算	10,180円～5,100円加算
３人以上	１人につき6,110円加算	１人につき6,100円～3,060円加算

ひとり親を対象としたお仕事相談

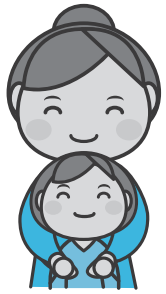

ひとり親（児童扶養手当受給者）を対象として、ハローワークが仕事の出張相談を行います。児童扶養手当の現況届の提出の際に、ぜひお越しください。

日時　８月16日㈪
10時～11時30分

場所　佐那河内村農振センター２階
小和室

お問い合わせ　ハローワーク徳島　電話 622-6332

お問い合わせ・申請先●健康福祉課

令和３年８月から
介護保険の制度が一部変わります

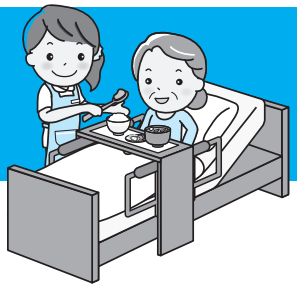

○高額介護サービス費の区分と上限額が変わります

これまでの現役並み所得者の区分が細分化され、上限額が変わります。

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●現役並み所得者 同一世帯に課税所得 145万円以上の65歳以上の人がいて、その世帯にいる65歳以上の収入が単身の場合383万円以上、２人以上いる場合520万円以上ある世帯の人。	44,400円

➡

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約770万円以上 約1,160万円未満	93,000円
●年収約383万円以上 約770万円未満	44,400円

その他の利用者負担段階区分の内容と上限額については変更はありません。

○食費の基準費用額が変わります

施設を利用したサービスで支払う食費の基準費用額が変更されます。
（居住費等の変更はありません。）

食費基準費用額（１日あたり）　1,392円 ➡ **1,445円**

○特定入所者介護（予防）サービス費の段階区分と食費の負担限度額が一部変わります

負担限度額（１日あたり）

利用者負担段階				居住費等				食費	
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	・本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ・生活保護の受給者			820 円	490 円	490 円 (320 円)	0 円	300 円	300 円
第２段階	本人および世帯全員が住民税非課税 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入金額が80万円以下			820 円	490 円	490 円 (420 円)	370 円	390 円	300 円 **R3年８月から 600 円**
第３段階	本人および世帯全員が住民税非課税 合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入金額が80万円超			1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円	650 円
		R3年８月から	**第３段階①**	**本人および世帯住民税非課税 年金等収入80万～120万円以下**	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	650 円	**1,000 円**
			第３段階②	**本人および世帯住民税非課税 年金等収入120万円超**	1,310 円	1,310 円	1,310 円 (820 円)	370 円	**1,360 円**	**1,300 円**

・（　）内は、介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の金額です。
・住民税非課税世帯でも、世帯分離している配偶者が住民税課税者の場合や、**預貯金などが一定額を超える**場合は、特定入所者介護（予防）サービスの給付対象にはなりません。

☆「預貯金等の一定額」の基準が変わります。

令和３年７月まで　　単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合

令和３年８月から

第１段階　　単身 1,000万円、夫婦 2,000万円を超える場合
第２段階　　単身　650万円、夫婦 1,650万円を超える場合
第３段階①　単身　550万円、夫婦 1,550万円を超える場合
第３段階②　単身　500万円、夫婦 1,500万円を超える場合

▶▶▶ 後期高齢者医療制度からのお知らせ ◀◀◀

８月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている人には、有効期限が「令和３年７月31日」となっているオレンジ色の「後期高齢者医療被保険者証」を、１人に１枚お渡ししています。

７月中に健康福祉課から、**有効期限　令和４年７月31日**と記載された新しい被保険者証【むらさき色】をお届けします。

８月１日以降は古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。保険証カバーがいる人は健康福祉課までお越しください。

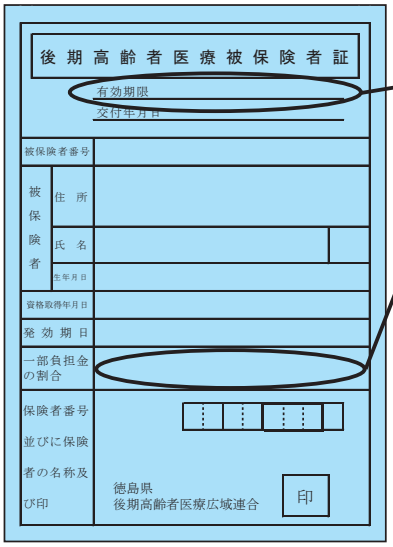

※ご確認ください！

【有効期限】新しい被保険者証の有効期限　**令和４年７月31日**

【一部負担金の割合】

令和３年８月１日から令和４年７月31日までの一部負担金の割合（１割または３割）は、令和２年中の所得に基づき、改めて判定します。

１割負担となる人
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

３割負担となる人		
世帯構成	被保険者が１人の場合	被保険者が２人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は１割（要申請）	520万円未満は１割（要申請）
	383万円以上は３割（※）	520万円以上は３割

※70歳以上75歳未満の人（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その人との総収入の合計額が520万円未満の場合は１割（要申請）

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「令和３年７月31日」となっています。

令和２年度の減額認定証をお持ちの人で令和３年度住民税非課税世帯の人には、７月末までに**８月１日以降に使用可能な減額認定証**をお届けします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の人で「過去12か月で90日を超える入院」をされた人は、健康福祉課に申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

※ご注意（長期入院該当）
健康福祉課に入院日数届書を提出して、長期入院該当の認定を受けていないと、標準負担額の減額は受けられません。長期入院該当は、申請の翌月からの適用となりますが、申請日から月末までの食事療養費については、差額支給申請をすると、標準負担額の差額を払い戻しいたします。

後期高齢者医療限度額適用認定証（ねずみ色）をお持ちの人へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用認定証」は、有効期限が「令和３年７月31日」となっています。令和２年度の限度額認定証をお持ちの人で、令和３年度も所得区分が３割負担の「区分Ⅰ・Ⅱ」に該当する人には、７月末までに、**８月１日以降に使用可能な限度額認定証**をお届けします。

更新申請書の提出は必要ありません。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限令和４年７月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。

臓器提供の意思表示は自分の意志で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

記入する場合は、ボールペンなどの消えないペンを使用してください。

お問い合わせ　健康福祉課／徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課　電話 677－3666

佐那河内の人権教育　vol.291

新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害について

日本で新型コロナウイルス感染症が流行し始めてから１年以上経過した現在も、依然として感染した人や医療従事者などに対する差別や偏見、インターネットやSNSでの誹謗中傷が続いています。
全国的に、次のような事例が実際に報告されています。

- **感染した人の家族や医療従事者に対する行き過ぎた施設の利用制限や拒否**
- **感染者個人の名前や行動を特定し、SNSなどで公表・非難する**
- **県外で生活する家族が帰省したことに対する誹謗中傷**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大などによる状況が、感染症への人々の不安や恐れを大きくし、心の中の偏見や差別が表出した結果、上記のような事例が発生してしまったものと考えられます。ウイルスを遠ざけ、自分を守るためにとった行動でも、その行動により誰かを傷つけている可能性があります。私たちはそのことを心に留め、不確かな情報をうのみにせず公的機関の発表する情報を確認し、誤った情報や噂に惑わされることのないよう、思いやりの心をもって冷静に行動しましょう。

佐那河内人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

■ 佐那河内村立図書館（農振センター３階）
■ 開館時間 / 平日 9:00 ～ 12:00 13:00 ～ 17:00
■ 閉館日 / 土・日・祝日・年末年始
■ お問い合わせ　教育委員会　図書館担当

気になる新着本

蝉しぐれがにぎやかに降り注ぐ季節となりました。
今回は先月号でご紹介した100冊の新着本の中から気になる２冊をご紹介したいと思います。
村立図書館には、今回ご紹介した本以外にも魅力的な本がたくさんあります‼
この夏ご予定があいていれば、ぜひお立ち寄りください。

【文学】
『オレたちバブル入行組』　池井戸潤著
文藝春秋（図書請求番号：913.6・イ・1665）

「やられたらやり返す、倍返しだ！」で有名な半沢直樹シリーズの第１巻です。バブル崩壊を経て銀行を取り巻く状況が様変わりする中、責任を押し付けられた半沢直樹が起死回生の逆転劇を成し遂げるストーリーです。著者の元銀行員という経験を生かし、銀行の実情をリアルに描いているため説得力があります。読後のスカッとした爽快感が最高で、なんどでも読み返したくなる１冊です。

【絵本】
『りんごかもしれない』　ヨシタケシンスケ著
ブロンズ新社（図書請求番号：E1・ヨ・1737）

テーブルの上に置いてあったりんご。でももしかしたらこれはりんごじゃないのかもしれない。そんなちいさな疑問から、どんどんふくらんでいくぼくの想像に目が離せません。
かもしれないけど、そうじゃないかもしれない、一つのことをいろいろな視点で考えると世界がもっと楽しくなるかもしれない。子どもにも大人にも読んでほしい１冊です。

（多家良　湊巡査長／佐那河内　渡辺警部補／上八万　連記巡査長・折野巡査長）

薬物乱用は「ダメ・ゼッタイ。」

持っているだけでもダメ。１回だけの使用でも乱用！

●薬物乱用防止クイズ（全５問）●

1 令和２年における全国の薬物事犯罪者は?

① 800人　② 5,000人　③ １万人　④ １万3,000人以上

2 令和２年における全国の薬物事犯のうち、覚醒剤と大麻では、検挙者数はどちらが多い。

覚醒剤　or　大麻

3 違法薬物を使用しても、使用をやめれば身体はもとに戻る。

○　or　×

4 大麻はどれ?

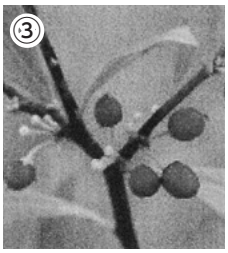

5 令和２年、大麻事犯で検挙された人数の20歳代以下の若者が占めるおおよその割合は?

① 10%　② 20%　③ 30%　④ 50%以上

答え

1 ④ 14,079人　**2** 覚醒剤　覚醒剤：8,471人　大麻：5,034人

3 ×　脳の神経細胞が壊れてしまうと、一生影響が残ります。

4 ①　① 大麻　② けし　③ コカ　④ すだち　**5** ④ 約７割を若者が占めています。

徳島県薬物乱用防止
啓発キャラクター
「ヤクヤンナくん」

危険ドラッグ 110 番
（フリーダイヤル）

0120-847-110

甘い誘いを断る勇気が、自分を守る!

薬物乱用防止指導員
日下　早苗

刑務官募集

刑務官は、刑務所、少年刑務所または拘置所に勤務し、被収容者に対し、日常生活の指導、職業訓練指導、悩みごとに対する指導などを行うとともに、刑務所などの保安警備の任に当たる国家公務員です。

詳細は、法務省公式ホームページを参照ください。
http://www.moj.go.jp/

令和３年度　刑務官採用試験

（高等学校卒業程度ですが、大学卒も受験できます。）

刑務Aおよび刑務A（武道）
平成4年4月2日から
平成16年4月1日生まれの男子

刑務Bおよび刑務B（武道）
平成4年4月2日から
平成16年4月1日生まれの女子

刑務A（社会人）
昭和56年4月2日から
平成4年4月1日生まれの男子

刑務B（社会人）
昭和56年4月2日から
平成4年4月1日生まれの女子

申込み受付期間：７月20日㈫　９：00 ～７月29日㈭【受信有効】
申込方法：インターネット（原則パソコン）による。
第一次試験日：９月19日㈰、第一次試験合格者発表日：10月13日㈬　９：00

お問い合わせは、徳島刑務所庶務課人事係まで
（電話 644-0111）平日　午前８時30分から午後５時まで

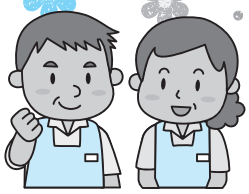

徳島県委託事業

シニアのみなさん！
「介護助手」として活躍しませんか？

徳島県では、おおむね60歳以上の人を対象に「介護助手」として働くモデル事業を実施します。介護施設において、清掃やシーツ交換、話し相手など身体への負担が比較的少ない「介護の周辺業務」を担う仕事です。

無資格・未経験
でも参加できます！
時給 850円
（期間終了後継続雇用となった場合、
各施設の賃金体系に基づき支給）

～～まずは事前説明会にお越しください！～～

【施設】　**特別養護老人ホーム健祥会ハイジ**
住所：名東郡佐那河内村上字大黒23番地１　　電話 088-679-3380

【日時】　**８月16日㈪ 10時～**

お問い合わせ●徳島県社会福祉協議会　電話 625-2040

駐在所だより

警察官Ｂ（男性・女性）採用募集のお知らせ

【受験資格】平成３年４月２日（30歳）から平成16年４月１日（18歳）までに生まれた者
※四年制大学等を卒業した者または令和４年３月31日までに卒業する見込みの者を除く。

【受付期間】 ８/５㈭～８/26㈭
【第１次試験日】 10/17㈰
※詳細が必要な人は徳島県人事委員会事務局（電話 621－3212）まで、お問い合わせをお願いします。

交通マナーアップ推進月間県民運動実施中

- 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用
- 運転中の携帯電話などの使用禁止
- 飲酒運転など悪質危険運転の根絶

※６月中佐那河内村内の事故は、物損事故２件でした。

交通ルールは必ず守って運転しましょう！

水の事故にご注意を!!

佐那河内小中学校・保育所のみなさんへ

これから楽しい夏休みが始まります。
川や池の近くで遊ぶ時は
必ず保護者の人といっしょに
行きましょう。

佐那河内村地域の安全を守る会の活動
（渡辺駐在所長・西村会長・内田校長・日下理事・冨長理事）

**何かご用件のある人はお気軽にお声をお掛けください。
駐在所（電話679－2110）へのご連絡をお待ちしています。
なお、緊急の場合は110番通報をお願いします。**

佐那河内村地域包括支援センターだより　7月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かして交流を楽しみましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

教室名	日　時	会　場
いきいき体操教室	７月26日㈪　13：30～15：30	農振センター
脳若トレーニング教室	８月６日㈮　10：00～11：00	農振センター

※感染症予防対策のため、マスクの着用、検温の実施、手指消毒にご協力ください。感染症の拡大状況によっては、開催を中止することもあります。
※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム　健祥会ハイジ内 ■ 電話：679−3383 ■ 担当：佐々木・加藤・大西

読み合い朗読会　「伝えたい村の話」佐那河内村史から

●64回は「新生活運動」を読み合いました。昭和30年に当時の鳩山首相が「新生活運動協会」を結成したのが始まり。国民自らの意思や創意により実践を通して、日常生活を合理的に文化的に道徳的に健全にして住みよい社会を作ろうと戦後の新日本建設の運動でした。佐那河内村は優良新生活運動地区に、全国６か所の一つに選定されました。優良だからでなく、それに向かって実践できるだろうと選ばれたようです。目標は時間の尊重。公衆道徳の高まり。生活の合理化。花造り運動。しかし村民の意識の高揚は難しかったようです。それでも中畑・蝮塚地区は部落の会合の民主化に壮青年数人が立ち上がり、なぜ会合に参加しないのかを調査。すると出かけてもなく、夕食も終えて自宅で寛いでいる実情が判明。そして参加しないのは本人の無自覚。会が面白くない。会が民主的でなく意見が言えないなどの不満が見えてきた。そこで定刻に全員が集まることを奨励して、出席者全員が意見を述べる。発言を必ず議題として討議する。運営の仕方もきちんと決めてすると変えていった。すると徐々に定刻に親子や夫婦で集るようになり、みなさんが意見を述べるようになり、部落内の不平不満を聞かなくなり明朗になった。そこで漸く新生活運動に着手できるようになった。どんな新生活に変わったかは次号にしましょう。佐那河内村が近代化していったのは、こんな有志の取り組みがあったからでしょう。心から敬意を表します。

ツリーベルズ　鈴木　昇・恵子

第65回読み会い朗読会：８月９日㈪ 19：30～20：30
場　　所：農振センター ２階
お問い合わせ：鈴木（090-2156-7935）

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

石南ひまわり句会

四月十七日　農振センター

花盛りコンビニ傘は桜色　後藤　志郎

背比べをするかのごとく葱坊主　西尾　武義

さまざまな鳥の鳴き声夏を待つ　尾山　光雄

鶯も聖火リレーを応援す　坂田　小夜

木の芽和え味わう親と子も混ざり　髙橋　仁美

手に靴に水玉模様雪柳　田口　寛子

捨て大根此畜生と花盛り　内藤　昭文

野良着脱ぐ厨に香る木の芽和え　丸野　幸枝

渦巻いて押し戻されし花筏　安喜　律子

ゆっくり

後藤　志郎

冬虹をゆっくり右折お昼前

柏手を合わす四日の神社かな

鞦の角質溶ける白き風呂

風止みて霰の音が響く村

寒風や青信号の鳩の音

矢印が伸び縮みする渡り鳥

平飼いの血のある卵春近し

令和２年度 社会福祉協議会決算

歳入 一般会計 歳出

（単位：円）

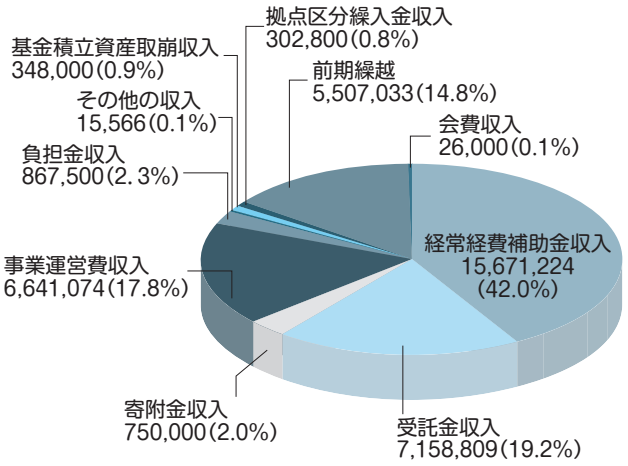

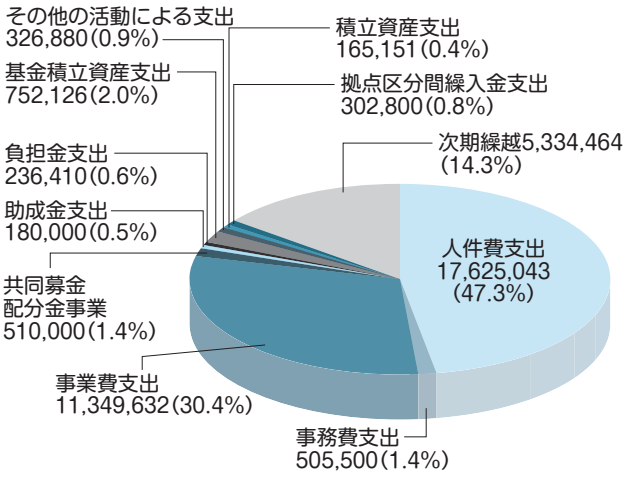

歳入歳出合計額 37,288,006円

令和３年３月末　善意銀行残高 26,469,123円　令和２年度　預託件数 17件

歳出

事業費11,349,632円は次のような事業に使われています。

◎地域福祉を推進するための事業

- 心配ごと相談に関する事業
  開設日　第２月曜日（祝日は次の日）
- 会食サービス事業（年９回　一人暮らし対象）
- 生活福祉資金に関する事業
- 年賀状の配布
  小中学生がひとり暮し高齢者のみなさまへ毎年年賀状を送っています。
- 高齢者など安全点検事業
- 訪問サービス事業
- 配食サービス事業
- 熱中症計の貸与
- 乳児おむつ助成事業
- 紙おむつ支給事業
- 単身高齢者訪問事業
- 障害者社会参加事業
  障害者が交流し、創作する楽しみ、親睦を深めるために創作教室を実施
- ボランティア推進
- 生活困窮者自立支援事業
- 日常生活自立支援事業
- 学童保育
  登録児童数　56人
  延べ児童数　8,926人
  開設日数260日／年間
- シルバー人材センター事業
  会員への配分金（6,074,001円）

献血車がまいります

■日時 令和３年７月21日㈬

採血場所	献　血　時　間
佐那河内村役場前	10：00～16：00　12：30～13：30の間は休憩です。

☆全血車（400ml 献血のみの受付となります）

♪献血に使用する器材は全て使い捨てです。病気などの感染の恐れは全くありません。
♪より安全な献血のために、受付時に確認できるもの（免許証・保険証など）の提示をお願いしています。ご理解とご協力をお願いします。

●善意銀行だより●

●小谷　昌子 様 …　金一封
●黒石　敏文 様 …　金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のたえ、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

一般財団法人
さなごうち

お問い合わせ●一般財団法人さなごうち
https://sanagochi.foundation

週末の状況について

「新家」では、令和３年度より土日祝も営業を始めています。春以降の週末には「佐那河内ジェラート」が営業し、キッチンカーも来るようになりました。

休日は村外からの来客も増え、交通量も増えています。周辺の皆様にご迷惑をおかけしないよう努めますが、付近をご通行の際はお気をつけください。

すだち香る、村のソーダ水

一般財団法人さなごうちでは、「鳥焼処鳥ぼん」様と連携し、村の特産品であるすだちを使用したご当地サイダーを開発しました。

７月より「新家」にてテイクアウト販売しています。お立ち寄りの際はぜひご賞味ください。

さなごうちスポーツクラブ 事務員募集!!

仕事内容：スポーツクラブの会計と運営事務
勤 務 地：佐那河内村役場内スポーツクラブ事務所
勤務時間：週３日（１日４時間程度）
給　　与：時給900円
応　　募：電話連絡のうえ、履歴書を持参ください。

お問い合わせ
さなごうちスポーツクラブ事務局(教育委員会内)　電話679-2817　IP5006

さなごうちスポーツクラブ案内 8月

佐那河内村小・中学校体育館

卓球	バドミントン※
19：30～21：00	20：00～22：00

※印の種目は活動費が必要です。

・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ
さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
電話679－2817　IP5006

状況により中止になる可能性があります。

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 卓　球	5	6 バドミントン	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18 卓　球	19	20 バドミントン	21
22	23	24	25	26	27 バドミントン	28
29	30	31				

情報ボックス

月	日	曜日	行事名	場　所	時　間	備　考
7月	20日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	21日	水	移動献血事業	佐那河内村役場前	10:00～16:00	
	26日	月	いきいき体操教室 対象：医師から運動制限を受けていない人	農振センター1階　会議室	13:30～15:30	【持参物】運動しやすい服装、水筒など ※マスクの着用にご協力ください。 ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	27日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
8月	1日	日	全村道路愛護会（基準日）	村内全域	8:00～	振替可能日：7/18、7/25、8/8のいずれかの日曜日
	3日	火	可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	
	4日	水	粗大廃棄物・廃家電製品の収集	追上駐車場	16:00～19:00	
	5日	木	粗大廃棄物・廃家電製品の収集	追上駐車場	8:30～11:00	
	6日	金	脳若トレーニング教室 対象：65歳以上の人	農振センター1階　会議室	10:00～11:00	※マスクの着用にご協力ください ※新型コロナウイルスの影響により、中止になる可能性があります。ご了承ください。
	10日	火	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	農振センター1階	9:00～12:00	※マスクの着用にご協力ください。
			可燃ごみ・古紙等の収集	追上駐車場	11:00～翌11:00	

広報　人のうごき（敬称略）

個人情報に関する内容のため削除しています

OKAMOTO
CONSTRUCTION COMPANY
＊エクステリア工事
カーポート・門扉・駐車場
フェンスアルミ製品一式
＊土木工事、建築基礎、左官
株）岡本組
okamoto.gumi
佐那河内村　岡本組
（株）岡本組
佐那河内村上字宮前42－13
☎679-3660／FAX679-3661
イタリアisoplam社の【マイクロオーバーレイ】
認定施工店です。
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
有害化学物質非含有の【リボール式防水】
改修やリフォームに。安心、安全な防水材
＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊
100%自然素材塗り壁材【深呼吸】
抗菌・有害物質分解・調湿・消臭などの優れた効果
アトピー、喘息、化学物質過敏症でお悩みの方

子どもたちに誇れるしごとを。
SHIMIZU CORPORATION
清水建設
四 国 支 店
〒760-8533 香川県高松市寿町２丁目４番５号
Tel.087（811）1804

企業・個人事業者のみなさま
令和３年度
広報さなごうち・HP の
広告主
募集中

日本瓦・洋風瓦・各種瓦、屋根工事施工
屋根・瓦の事ならお任せ下さい
山田瓦工業
TEL. 088-679-3289

健康づくりの会（食生活改善推進員）のおすすめレシピ

しあわせごはん

No.148 ナスとトマトのさっぱり和え

栄養成分

エネルギー	78kcal	炭水化物	4.9g
タンパク質	1.0g	塩分	0.2g
脂質	6.3g		

●材料（４人分）

ナス	35g
トマト	50g
しそ	0.5g
みょうが	2g
めんつゆ（ストレート）	小１強
ごま	0.3g
ごま油	大 1/2

●作り方

①なすは食べやすい大きさに切り、水に浸しておく。トマトはくし切りに、しそ・みょうがは千切りにする。
②めんつゆとごまを合わせておく。
③フライパンにごま油を熱し、水気を切ったナスを焼く。
ナスが焼けたら取り出し、続いてトマトを加えさっと両面に火を通す。
④③のナスとトマトを②で和える。
⑤器に盛り、上にしそとみょうがを散らす。

●ポイント

ナスは透き通るくらい、トマトはさっと火を通してください。

発行／佐那河内村役場 〒771－4195 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71－1　TEL.088－679－2111㈹　FAX.088－679－2125
https://www.vill.sanagochi.lg.jp　E-mail　kikaku@sanagochi.i-tokushima.jp　印刷／徳島県教育印刷㈱

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。